

岩手県災害廃棄物処理対策協議会設置要領

平成 23 年 3 月 28 日制定
平成 24 年 5 月 21 日一部改正

(設置)

第 1 条 岩手県沿岸地域における東北地方太平洋沖地震関係災害廃棄物の処理等について円滑化を図るため、「岩手県災害廃棄物処理対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 東北地方太平洋沖地震関係災害廃棄物の処理等について、円滑化を図るための諸課題について整理し、及び検討すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、設置目的を達成するための諸課題について協議すること。

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(協議会の座長)

第 4 条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は岩手県知事をもって、副座長は岩手県環境生活部長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長は、必要があるときは、別表に掲げる者以外の参加を求めることができる。
- 5 副座長は座長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室に置く。

(補則)

第 6 条 この要領に定めるもののほかは、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 21 日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	職	備 考
岩手県	岩手県知事	座長
岩手県	環境生活部長	副座長
宮古市	市長	
大船渡市	市長	
久慈市	市長	
陸前高田市	市長	
釜石市	市長	
大槌町	町長	
山田町	町長	
岩泉町	町長	
田野畑村	村長	
普代村	村長	
野田村	村長	
洋野町	町長	
岩手県市町村清掃協議会	会長（盛岡市長）	
復興庁岩手復興局	局長	
厚生労働省東北厚生局	局長	
農林水産省東北農政局	局長	
林野庁東北森林管理局	局長	
水産庁仙台漁業調整事務所	所長	
国土交通省東北地方整備局	局長	
国土交通省東北運輸局	局長	
海上保安庁第二管区海上保安本部	本部長	
陸上自衛隊	第9師団長	
環境省東北地方環境事務所	所長	
岩手県警察本部	本部長	
社団法人岩手県建設業協会	会長	
社団法人岩手県産業廃棄物協会	会長	